

杜甫「客従」と元結「春陵行」

—作詩の契機について—

後藤 秋 正

はじめに

杜甫の「客従」1435（以下、詩題に付した四桁の数字は『杜甫全詩訳注』（講談社学術文庫、二〇一六）の作品番号を示す）は、ほとんど具象的な描写がないという点で、杜甫の詩中でも特異な作品となっている。「客従」は以下のように詠じられる。『宋本杜工部集（続古逸叢書）』巻八など、諸本に異同はない。

客従南溟来 客 南溟より来たり

遣我泉客珠 我に泉客の珠を遣る

珠中有隠字 珠中に隠字有り

欲弃不成書 弃せんと欲して書を成さず

緘之篋笥久 之を篋笥に緘すること久しく

以俟公家須 以て公家の須むるを俟つ

開視化為血 開き視れば化して血と為り

哀今徴斂無 今徴斂に無きを哀しむ

この詩の表現が『莊子』や『搜神記』などから発想を得ていることは諸注において指摘されている。しかし、「珠中」の句をはじめとして、細部の解釈までもが一致を見ていくわけではない。そこでこれらのことについて臆説を述べ、この詩の特質と書かれた背景について考えてみたい。

—

まずこの詩の制作時期についての諸説を確認しよう。

『草堂詩箋』巻三十七は、「大曆四年、潭州に至りて作る所。」として「望岳」1394を載せ、ついで「二月、潭州に至りて作る所。」として「小寒食、舟中作」1441、「清明二首」1382～1383などともこの詩を載せる。『杜詩詳注』（以下、『詳注』）巻二十三は黄鶴『補注杜詩』巻十五に見える説を引いて梁権道『杜工部年譜』が大曆三年（七

六八)の作とする説を否定し、大曆四年(七六九)の作と見なす。

『詳注』はさらに黄鶴の「史を按ずるに、大曆四年三月、御史を遣りて商錢に税せしむと。此の詩は故より珠に託して以て諷し、徴斂の商賈に及ぶを見ずなり。」という按語を引く。史とは『新唐書』卷六、代宗紀の記事を指すのである。代宗紀には、「三月、御史を遣りて商錢に税せしむ。甲戌、京兆の今歳の税を免ず。」と見えている。黄鶴が商錢への課税を伝えるこの記事に着目したのは、のちに見るが、鮫人が絹(きぎぬ)、また、あやぎぬ)を商つていとされることと関わり。ただし、商行為にのみ課税が強化されたわけではない。河川に設けられた堰堤を商船が通過する時にも徴税された。これらのことは、例えば張沢咸『唐五代賦役史草』(中華書局、一九八六)第一編「賦税」、第五章「工商税和雜税」に詳しい。

趙次公(『九家集注杜詩』卷一五)は蔡伯世の説に同意して、次のように言う。

東溪先生集なる者有り、其の中に杜工部詩十六篇を積する有り。……頃(しほ)く蔡伯世と同じく、此の詩を、乃ち大曆四年潭州の作と定む。而るに東溪も又誤りて以て安史の際と為す。是れ安史は此に至りて已に減びし

こと七年なるを知らず。大いに非なり。

東溪先生は高登、字は彦先のこと。『宋史』卷三百九十九に伝がある。『東溪集』二卷、附録一卷が残るが、杜詩の注釈はほとんど散佚した。蔡伯世は南宋の人、蔡興宗、字は伯世。『重編少陵先生集』二十卷(年譜一卷、正異一卷、考異一卷)があつたが、これも散佚し、年譜が『分門集注杜工部詩』などに引かれる。『分門集注杜工部詩』卷十四には、「蔡伯世と前に此の詩を定めて乃ち潭州の作と為す、而るに東溪先生は以て安史の際と為す、安史は是れ已に減びしこと七年なるを知らず。大いに非なり。」とある。趙次公は高登の、安史の乱(七五五〜七六三)に際して書かれたという説を否定して、大曆四年、潭州(湖南省長沙市)で書かれたと推定したのである。ただし杜甫は翌大曆五年にも潭州に滞在しているので、黄鶴の説のように大曆四年に限定することはできないだろう。

近年に至つてもこの詩を大曆四年の作とする説が多い。張忠綱主編『杜甫大辞典』(山東教育出版社、二〇〇九)、王士菁「杜工部年譜簡編」(『杜甫詞典』河南大学出版社、二〇一一所載)などはその例である。

「客従」は冒頭の二字を詩題としたもの。その内容について、第一句から検討を加えよう。第一句について『九家集注杜詩』、『詳注』などは『莊子』逍遙遊篇の、鵬について述べた一文を引く。南冥は南方にあるという大海。趙次公が「必ず南冥より来ると言うは、特だ譬えを取るのみに非ず。乃ち蔡伯世の所謂長沙は南冥孔道に当たるなり。蓋し公の詩は興寄と雖も亦た毎に物に感じて之を興す、泛く比と為すには非ざるなり。」と指摘するとおり、単に修辭的な面を考慮してこの語を用いたのではあるまい。杜甫は「宿白沙駅」1369でもこの語を用い、「隨波無限月、的的近南溟（波に隨う無限の月、的的として南溟に近づく）」と言う。洞庭湖東岸の岳陽（湖南省岳陽市）から舟出して衡州（湖南省衡陽市）へ向かおうとして白沙駅（湖南省岳陽市湘陰県）に泊まった時の作である。杜甫にとつて、洞庭湖の南、湘水を溯つて南行することは、まったく未知の世界、南溟へと足を踏み入れることであつた。

冒頭の一聯について『草堂詩箋』は、「泉客は、即ち泉仙なり、之を鮫人の室と謂う。」といい、出典として『搜神記』卷十二から、「南海の外に、鮫人有り、水居するこ

と魚の如く、織績を廢せず。其の眼は泣けば則ち能く珠を出す。」という一文を引く。「鮫人」については様々な記録があり、類似した記事は漢・郭憲撰と伝えられる『洞冥記』卷二のほか、張華『博物志』卷二や木華『海賦』（『文選』卷一二）などにも見えている。また冒頭の二句の構成は「古詩十九首」（其十七）（『文選』卷二九）に、「客従遠方来、遣我一書札（客遠方より来り、我に一書札を遣る）」などとあるのを念頭に置いたものであろう。

第三句、「隱字」の語は、詩語としてはほとんど用いられない。『佩文韻府』も杜詩の用例を引くのみである。『杜詩闡』卷三十二に、「珠中に字有り、隱隱として弁じ難し。」と言うように、判別しにくい文字を指す。『杜臆』卷十が「珠中隱字」について、「民の隱情は、弁せんと欲して得ざるに喩うるなり。」と指摘するように、困窮している実情を民が隠しているために、為政者は理解しないことに喩えているのであろう。ただし、袁慧光編注『杜甫湘中詩集註』（岳麓書社、二〇一〇）に、「隱約、含義隱晦之文字。」と述べるように、単に外見上、読み取りにくい文字というだけでなく、敢えて難解な表現をして、真意を晦ましている文章でもあろう。

第四句、「欲弁」は、陶淵明「雜詩、二首」（其二）（『文

『選』卷三〇)の末聯を意識するであろう。そうであれば杜甫は、よく判別できない文字の中から、真実の内容を見つけて出そうとしたことになる。なお「欲弁」という表現は陶淵明以後、杜甫以前の例はきわめて少ない。わずかに常建の「湖中晚霽」(『全唐詩』卷一四四)に、「杳杳涯欲弁、蒙蒙雲復閉(杳杳として涯^{みぎわ}弁せんと欲するも、蒙蒙として雲復た閉ざす)」とあるのがその例である。ただし「弁」の主語を杜甫ではなく困窮する人々とする見方もある。馮江五『杜甫詩選注』(香港万里書店、一九六一)は「欲弁」の句について、「可是弁認不出是什麼字。」と指摘し、二句については、「二句暗喻百姓有難言的隱痛。」と言う。他人に訴えようとしても表現できない苦衷を抱いていることに喩えていると見なすのである。

第五句、「篋笥」は竹で編んだ箱。特に詩稿などを納めておく文箱を指すこともある。杜詩ではこの語が「送從弟垂赴河西判官」0152、「殿中楊監見張旭草書圖」0929、「留別公安太易沙門」1352に見られる。

第六句、「公家」は役所、国家。司馬遷「報任少卿書」(『文選』卷四一)に、「夫れ人臣は、万死に出でて、一生の計を顧みず、公家の難に赴く。」とある。杜甫はこの詩以前に二度、この語を用いる。大暦二年(七六七)の秋、

夔州(重慶市奉節県)での作「甘林」1135を引いておこう。

明朝歩隣里 明朝 隣里に歩む
長老可以依 長老 以て依る可し

時危賦斂數 時危くして賦斂數多くなれば

脱粟為爾揮 脱粟 爾の為に揮わんと

相携行豆田 相携携えて豆田を行るに

秋花靄菲菲 秋花 靄として菲菲たり

子実不得喫 子実 喫うを得ず

貨市送王畿 市に貨して王畿に送る

尽添軍旅用 尽く軍旅の用に添う

迫此公家威 此の公家の威に迫らる

主人長跪問 主人 長跪して問う

戎馬何時稀 戎馬 何れの時にか稀ならんと

この詩は重税にあえぐ農民を詠ずる。公家は、従軍する兵士にとつても徴税される農民にとつても抗うことのできない存在として詠じられる点で「客從」と共通する。

第七句、「化為血」は史書には時に見える表現である。

例えば『北齊書』卷三十二、王琳伝には、彼が北齊の特進・侍中になった時のこととして、「居る所の屋脊 故無くして剥破し、赤蛆を出だすこと數升、地に落ち化して血と為り、蠕蠕として動く。」という記事がある。この奇怪

な出来事が予兆となったのであろう。王琳は陳の將軍呉明徹に寿陽（安徽省六安市寿県）で捕らえられ、建康（江蘇省南京市）へ連行される途中で殺されている。また『新唐書』卷三十四、五行志一、赤胄赤祥の項には、次のような記事が見える。

武徳七年（六二四）、河間王孝恭 輔公祏を征し、群帥を舟中に宴す。孝恭 金盃を以て江水を酌み、將に之を飲まんとすれば、則ち化して血と爲る。孝恭曰く、「盃中の血は、公祏 首を授くるの祥なり。」と。

同じく『新唐書』卷一百、元璿伝には、貞觀三年（六二九）、復た突厥に使いし、還りて言う、「夷狄は馬羊を以て盛衰を準る。今突厥の六畜は蕃えず、人色は菜の若く、牙内の飯粟は化して血と爲る。三年ならずして必ず亡びん。」と。

とある。これらは先の例とは異なり、唐王朝にとって吉兆となった例である。しかし詩における用例は極めて少ない。杜甫は「詠懷二首」(其一) 1391で、次のように言う。

河洛化爲血 河洛 化して血と爲り
公侯草間啼 公侯 草間に啼く
西京復陷没 西京 復た陷没し
翠蓋蒙塵飛 翠蓋 塵を蒙りて飛ぶ

この詩も大曆四年の春、潭州から衡州へ溯る途中で書かれたとされる。安史の乱が勃発した当時を回顧した部分である。「河洛」の句は、洛陽一帯が戰場となり、文字通り血の海と化したことを言う。

末句の「徵斂」の語は、租税を徵收すること。早くは『周礼』地官・里宰に、「以て有司の政令を待ちて、其の財賦を徵斂す。」と見え、その後も史書や上書などには散見するが、詩にはほとんど用いられず、『全唐詩』には四例を数えるのみである。しかもその四例は杜甫のこの詩の一例と、元結（七一〇〜七七二）の詩の三例に限られる。以下に引こう。

軍国多所需	軍国	需むる所多く
切責在有司	切責	有司に在り
有司臨郡県	有司	郡県に臨み
刑法競欲施	刑法	競いて施さんと欲す
供給豈不憂	供給	豈に憂えざらんや
徵斂復可悲	徵斂	復た悲しむ可し

「春陵行」(『全唐詩』卷二四二)

井税有常期	井税に常期有り
日晏猶得眠	日晏 <small>たか</small> くして猶お眠るを得たり
……	……

使臣將王命 使臣 王命を將^{おこな}う
豈不如賊焉 豈に賊に如かざらんや
今彼徵斂者 今彼の徵斂する者
迫之如火煎 之に迫ること火煎の如し
誰能絶人命 誰か能く人命を絶^すいて
以作時世賢 以て時世の賢と作^ならん

「賊退示官吏」(同前)

山沢多飢人 山沢 飢人多く
閭里多壞屋 閭里 壞屋多し
戰爭且未息 戰爭且つ未だ息まず
徵斂何時足 徵斂 何れの時か足らん
不能救人患 人の患いを救う能わずんば
不合食天粟 合^まに天粟を食らうべからず

……

……

勸為辭府主 勸む為に府主に辞し
従我游退谷 我に従いて退谷に遊ぶ
谷中有寒泉 谷中に寒泉有り
為爾洗塵服 爾の為に塵服を洗わん

「喻常吾直」(同前)

○ 「喻常吾直」は孫望校『元次山集』(中華書局、一九六
などによれば宝応元年(七六一)か翌二年(七六三)。

七月、広徳と改元)の作とされる。そうだとすれば、元結
が徵斂の語を用いた最初の詩ということになる。
ここで「客従」中の詩語の検討はいったん終え、徵斂の
語についてさらに詳しく検討してみたい。

三

徵斂の語と関連する「税」と「誅求」についても見てお
こう。ただし「税」には「税駕」の語に見られるように、
車に付けていた馬を解き放す、転じて休息するという意味
もある。これは除外する。租税という意味で用いられる
杜甫の詩における例は以下のようなものである。

県官急索租 県官 租を索むること急なるも

租税従何出 租税 何くよりか出でん

「兵車行」0048

緬通淮湖税 緬^{はる}かに通ず淮湖の税

榮枯走不暇 榮枯 走りて暇あらず

「送樊二十三侍御赴任漢中判官」0167

吁嗟公私病 吁嗟^あ 公私病みて

税斂欠不補 税斂 欠けて補わず

「雷(大旱山岳焦)」0894

「送樊二十三侍御赴任漢中判官」は至徳二載(七五七)

の夏、鳳翔（陝西省宝鸡市）の行在所で書かれた。樊侍御が漢中（陝西省漢中市）へと赴任するのを見送った詩である。『詳注』はこの句に対して『資治通鑑』巻二百十九、至徳元載（七五六）十月の記事を引いている。

第五琦 上に彭原に見え、江・淮の租庸を以て、輕貨を市い、江・漢を浜りて上り、洋川に至り、漢中王瑀をして陸運して扶風に至りて以て軍を助けしめんことを請う。上 之に従う。

輕貨は僅かな金銭。樊侍御は李瑀が江・淮の租庸の輸送を命令された際に、これを補佐するために漢中へと派遣されたのである。この時にはまだ長安と洛陽は安祿山軍の占領下にあった。租は税として納める穀物、庸は労役に従うことだが、ここは代わりに納められた織物のことであろう。「雷（大旱山岳焦）」は大暦元年（七六六）の夏、夔州での作。末聯に、「故老仰面啼、創痍向誰數（故老 面を仰ぎて啼く、創痍 誰に向かいてか数えん）」と言う。長い早魘のために公私の田畑は干上がってしまった、穀物を税として納めることができない農民の苦悩を詠じた部分である。税斂の語は、例えば『孟子』尽心上篇に、「其の田疇を易めしめ、其の税斂を薄くせば、民富ましむ可し。」とある。杜甫はこれを意識して過酷な課税を歎いたのである。

誅求、徵求の語も見えておこう。誅求は杜詩に九例見えている。そのうち「同元使君春陵行、有序」1154は後に引くので、他の用例をいくつか引こう。

四海十年不解兵 四海 十年 兵を解かず
犬戎也復臨咸京 犬戎也た復た咸京に臨む
……

但恐誅求不改轍 但だ恐る誅求 轍を改めざるを
聞道嬖孽能全生 聞道く嬖孽 能く生を全うすと
……

「積悶」0699

庶官務割剥 庶官 割剥に努め
不暇憂反側 反側を憂うるに暇あらず
誅求何多門 誅求何ぞ多門なる

賢者貴為徳 賢者は徳を為すを貴ぶ

「送韋諷上閩州録事參軍」0770

戎馬不如婦馬逸 戎馬は如かず婦馬の逸なるに
千家今有百家住 千家 今百家のみ存する有り
哀哀寡婦誅求尽 哀哀たる寡婦は誅求され尽くし
慟哭秋原何処村 秋原に慟哭するは何処の村ぞ

「白帝」0934

朝廷防盜賊 朝廷 盜賊を防ぎ
供給懲誅求 供給するに誅求を懲む

「奉送王信州峯北婦」1133

乱世誅求急 乱世 誅求急にして

黎民糠粃窄 黎民 糠粃窄し

「驅豎子摘蒼耳」1134

盜賊浮生困 盜賊 浮生困しまみ

誅求異俗貧 誅求 異俗貧し

空村唯見鳥 空村 唯だ鳥を見るのみ

落日未逢人 落日 未だ人に逢わず

「東屯北嶮」1216

八荒十年防盜賊 八荒 十年 盜賊を防ぎ

征戍誅求寡妻哭 征戍に誅求せられて寡妻哭す

遠客中宵淚霑臆 遠客 中宵に淚なみだを霑す

「虎牙行」1257

惻隱誅求情 誅求を惻隱するの情

固応賢愚異 固より応に賢愚異なるべし

「送顧八分文学適洪吉州」1392

「釈悶」は広徳二年（七六四）の春、閬州（四川省閬中市）での作。戦乱が続き、過酷な徴税が改められないことを歎く。「送韋諷上閬州録事參軍」も同年、成都での作。

韋諷が閬州へ録事參軍として赴任するのを見送り、十年も軍糧を供給してきた民にこれ以上各種の税負担を課さない

ように戒める。「白帝」は大暦元年（七六六）の秋、夔州での作。寂れた村では寡婦でさえ重税にあえいでいる。

「奉送王信州峯北婦」はこれも大暦二年（七六七）の秋、夔州での作。『詳注』はここでは誅求の典故として「春秋

左氏伝」襄公三十一年の記事から鄭の子産の言葉、「敝邑の褊小にして、大国に介り、誅求 時無きを以て、是を以て敢えて寧居せず。」を引いている。これは小国の鄭が諸

大国から財貨を求められることを言う。「驅豎子摘蒼耳」と「東屯北嶮」、「虎牙行」も大暦二年の秋、夔州での作である。「送顧八分文学適洪吉州」は大暦三年、公安（湖北省荊州市公安県）での作。徴求は一例、大暦二年、夔州での作、「又呈吳郎」1207に、「已訴徴求貧到骨、正思戎馬

涙盈巾（已に訴う徴求 貧は骨に到ると、正に戎馬を思えば涙は巾に盈つ）」と見える。食事に事欠き、子供もいな

い婦人が徴税の過酷さを訴えるのである。

二年弱を過ぎた夔州時代の詩に誅求、徴求の語が頻出するのは実際に農園を管理するなど、農民と接触する機会

が多く、その困窮を知悉していたからであろう。ただし「虎牙行」について『杜臆』巻九が、「漁陽・犬戎は、又

説きて京師に到り、而る後に八荒を以て之に該つるは、征

戍 誅求、処として然らざる無きを見すなり。」と指摘す

る。

るように、杜甫の視線は夔州にだけ向けられていたわけではない。徴税のあり方、徴税が過重な負担を強いている現実、一貫して杜甫の重大な関心事であったと言えよう。

四

「徴斂」の語は先述したように『全唐詩』には元結と杜甫の詩にのみ現れる語である。杜甫はなぜ、ほとんど詩には用いられないこの語を「客従」で採用したのであろうか。結論から言えば、元結の「春陵行」に触発されたと考えられる。⁽¹⁾元結が道州（湖南省永州市道州市）の刺史として着任したのは広徳二年（七六四）の五月、詩が書かれたのはそれから間もない時期である。詩が書かれた背景は先に引いた「春陵行」の序に詳しい。

癸卯の歳、漫叟 道州刺史を授けらる。道州は旧と四万余戸なるに、賊を經しより已來四千に満たずして、大半は賦税に勝えず。官に到りて未だ五十日ならざるに、諸使の徴求の符牒二百余封を承く。皆な曰く、其の限を失う者は、罪 貶削に至らんと。……吾將に官を守ることに静にして以て人を安んじ罪を待たんのみ。此の州は是れ春陵の故地なり、故に春陵行を作り以て下情を達せんとす。

着任したばかりの元結に徴税を督促する文書が頻繁に届いたのである。「賊退示官吏」の序も引いておこう。

癸卯の歳、西原の賊 道州に入り、焚燒殺掠、幾ど尽くして去る。……諸使 何為れぞ忍苦して徴斂するや。故に詩一篇を作り、以て官吏に示す。

杜甫は「春陵行」と「賊退示官吏」を読んで「同元使君春陵行、有序」を書いた。まず序を引こう。

道州の元使君結の春陵行兼および賊退きし後に官吏に示すの作二首を覽て、之に志して曰く、天子分憂の地に当たり、漢官良吏の目に効う。今盜賊未だ息まず、民の疾苦するを知り、結が輩十數公を得て、落落然として天下に參錯せしめて邦伯と為さば、万物氣を吐き、天下の小しく安んずること待つ可し。意わざりき復た比興の体制の、微婉頓挫の詞を見んとは。感じて詩有り、諸を卷軸に増して、我を知る者に簡するも、必ずしも元には寄せず。

四十四句からなる詩は以下のように詠じられる。

粲粲元道州 粲粲たり元道州

前聖畏後生 前聖は後生を畏る

觀乎春陵作 春陵の作を觀て

歛見俊哲情 歛たちち俊哲の情を見る

復覽賊退篇 復た賊退くの篇を覽るや

結也実国楨 結や実^に国楨なり

……

……

悽惻念誅求 悽惻して誅求を念い

薄斂近休明 薄斂すれば休明に近し

乃知正人意 乃ち知る正人の意の

不苟飛長纒 苟も長纒^{いぢく}を飛ばさざるを

……

……

作詩呻吟内 詩を作る呻吟の内

墨淡字敲傾 墨淡くして字敲傾す

感彼危苦詞 彼の危苦の詞に感ず

庶幾知者聽 庶幾くは知者の聽かんことを

元結は「春陵行」と「賊退示官吏」を書いていただけではなく、実際に上奏して道州の民の窮迫ぶりと租税の減免を訴えるという行動に出ている。このうち広徳二年（七六四）に書かれた「謝上表」（『全唐文』卷三八〇）では道州の現状を、「臣 今日の州県を料るに、征税に堪うる者は幾ばくも無く、已に破敗する者は実に多し。百姓の墳墓を恋うる者は蓋し少なく、流亡を思う者は乃ち衆し。」と述べ、刺史には門閥などには関わりなく適任者を登用することなどを求めているし、「再謝上表」（同）でも、「今四方

の兵革 未だ寧らかならざるに、賦斂 未だ息まず、百姓の流亡するもの転た甚だしきに、官吏の侵剋すること日に多し。」と述べる。

このほかにも元結の訴えは「奏免科率状」（『全唐文』卷三八一）、「奏免科率等状」（同）でも述べられている。その結果、代宗の裁可を得ることができた。この件を「新唐書」卷百四十六、元結伝は、「結 民の為に舍を営み田を給し、徭役を免じ、流亡 帰する者万余。」と記す。

杜甫と元結とは天宝六載（七四七）、ともに長安で制科を受験し、宰相の李林甫の策謀で落第したことがあった。このころから面識があったのではなからうか。『新唐書』

卷二百二、蘇源明伝には「源明は雅に杜甫・鄭虔に善し、其の最も称^なう者は元結・梁肅。」という記事があるから、二人は安史の乱以前から交遊があったことが推測される。

元結は天宝十三載（七五四）に進士となり、右金吾兵曹參軍、水部員外郎、著作郎などを歴任している。杜甫に「送元二適江左」¹⁰⁸⁸があつて、元二を元結とみなす説もあるが、『錢注杜詩』卷十二がこれを否定するように、この詩は元結と杜甫の交遊の詳細を示す資料とはならない。

杜甫が「同元使君春陵行、有序」を書いたのは大暦二年の秋のことであるから、「春陵行」が書かれてから二年ほ

ど経ってこれを目にしたことになる。杜甫はこの作を読んで、これが「比興の体制、微妙頓挫の詞」、つまり比興の手法を用いた含蓄のある伝統的な政治批判の詩になっていることに深い感銘を受け、自身の詩集に書き加えたのである。³⁾

おわりに

杜甫の「客従」が寓言の手法を用いていることは明らかである。こうした指摘は枚挙に暇がないが、『草堂詩箋』巻十五には、「蓋し甫は公家 徴斂して其の有る无きの物を索むるを寓意するなり。」とあり、前掲『杜甫詩箋選注』は、「這是一首寓言式的詩、訴説黎民生活之苦。」といい、さらに袁行霈著・佐竹保子訳『詩の芸術性とはなにか』（汲古書院、一九九三）の「中国古典詩歌の多義性」の章は「客従」にも触れて、以下のように指摘する。

中国の古典詩歌に「象徴義」はよく見られる。「詠懐」や「感遇」と題する作品にはことに多い。……これらの詩で象徴する方の事物はさまざまだが、される方の内実はほとんどが政治への感慨で、時世や人生を憂え、志を述べたり風刺にことよせたりする。……李白や杜甫には、「感遇」や「詠懐」という題ではないが、

象徴的な手法で政治への感慨を述べ、事実上この分野に入る詩が幾つかある。……杜甫の「客従」や「病橘」などがそれである。中国の古典詩歌の優れた伝統をことうした作品が担っている。

また韓成武・張志民『杜甫詩全釈』（河北人民出版社、一九九七）は以下のように言う。

這年三月、唐王朝派御史向商人徵稅、加劇了人民的痛苦。杜甫有感于此、遂即以寓言形式、对民困民瘼寄予了深切同情、对统治者横徵暴斂進行了強烈譴責。

それでは「寓言形式」を用いて「公家」の誅求を民に代わって訴えた杜甫はなぜ末句に「徴斂」というきわめて現実的でもかも用例の少ない語を用いたのであろうか。『詳注』は、「此の詩は当時 民 徴斂に困しむが為にして作り、通首 寓言なるも、末句に意を露わす。」と述べ、末句で真意を明らかにしていると指摘している。

杜甫が農民の困窮ぶりを訴えた詩は大暦四年、「客従」の前後に書かれた詩に限っても「歲晏行」1360、「遣遇」1373、「詠懐二首」〈其一〉1391、「蚕殺行」1426などがある。その中で寓言を用いた「客従」はきわめて特異な作品となっている。しかし、この作品が書かれた理由は今や明白であろう。繰り返しになるが、杜甫は元結の「春陵行」に心

を揺さぶられたのである。これを脳裏に刻みつけたことが「客従」執筆の契機となった。さらにいえば、杜甫は大曆四年（七六九）の夏、潭州で、道州刺史として赴任する裴虬の送別の宴会に連なり、三十二句からなる「湘江宴餞裴二端公赴道州」〔39〕を書き、「上請減兵甲、下請安井田（上は請う兵甲を減ぜよと、下は請う井田を安んぜよと）」と詠じ、裴虬が道州の民を慈しんでくれることを切願している。この餞別の詩を書いた時に、杜甫の脳裏には道州が、元結が悪戦苦闘し、「春陵行」を書いた地であることが再び想起されたであろう。このこともまた「客従」執筆の要因になったに違いない。

臆説を付け加えれば、当路の人に民の窮状を訴えるすべを持たなくなった杜甫は、寓言形式を採用しただけではなく、現実を目を向けさせる關鍵詞として徴斂の語を末句に埋めこんだのである。杜甫は「兵車行」、「三吏三別」0254～0259をはじめとする多くの詩で、さまざまな手法を用いて民の困窮ぶりを描いた。「春陵行」を読んだ時には、乾元二年（七五九）、洛陽から華州（陝西省渭南市華州区）への帰途、「三吏三別」を書いたことが想起されたかもしれない。その杜甫が最後にたどり着いたのが寓言形式を用いた告発だったのである。元結が「客従」を読む機会

があったとすれば、この詩の徴斂の語から杜甫が元結に向けた確かな伝言を読み取ったのではなからうか。

注

(1) 杜甫が「同元使君春陵行、有序」を書いた動機について、黄徹『碧溪詩話』卷六には以下のように言う。

元道州の「春陵行」に云う、「……」と。「賊退きて官吏に示す」に云う、「……」と。子美之を志して曰う、「今盜賊未だ息まず、民の疾苦を知るもの、結が輩十数公を得て邦伯と為さば、万物氣を吐き、天下少しく安からんこと、立ちどころに待つ可し」と。余謂うに漫叟の能く然る所以は、民を先にし己を後にし、官爵を軽んじ、人命を重んずるが故なり。其の「石魚」を賦するの詩を観るに云う、「金魚は吾須めず、軒冕も吾愛さず」と。此れ能く權勢に徇わずして専ら愛民に務むる所以なり。杜云う、「乃ち知る正人の意の、苟くも長纓を飛ばさざるを」と。深く相い知ると謂う可し。

黄徹は元結が民衆の命を重んじ、官爵を軽んずる姿勢に対して、杜甫が深い共感を寄せたことを指摘する。

(2) 伊藤正文「杜甫と元結・『篋中集』の詩人たち」(『中国文学報』一七、京都大学文学部中国語学中国文学研究室、一九六二)。その後『建安詩人とその伝統』(創文社、二〇〇二)に収録は、「杜甫と元結とは面識がなかったように思われる。

……しかし二人が互いに相手の存在を知ったのは、乾元元年（七五八）前後の頃からではなかったか。仲だち役は、杜甫の左拾遺時代以来の友人孟雲卿（七二六？〜？）であつたらう。」と述べている。

(3) 鄧芳「元結楽府における「比興体制」とその新楽府に対する影響―「春陵行」を中心に―」（『東京大学中国語中国文学研究室紀要』一三、二〇一〇）は、「比興体制」に関して、「杜甫が「比興体制」という語を用いて褒め称えているのは、「元結の「春陵行」が政治を直接批判する「賦」体ではなく、婉曲な諷諭の文章形式と風格を用いている点だったのではないだろうか。」「元結の「春陵行」に、杜甫が高い評価を与えた理由は、自分がずっと実践していながら十分理論付けることができなかった主張を、元結が明確に示し得たからではないか。」と指摘する。

(4) 孫望「元次山年譜」（中華書局、一九六二）に拠れば、道州刺史に任じられた元結は永泰二年の春に再び道州刺史となり、大曆三年（七六八）の夏には容州刺史として容州（広西壮族自治区玉林市）へ赴いている。この時に一度は老母が病気がちであることを理由に断った。「讓容州表」（『全唐文』卷三八〇）では道州刺史であった時を振り返って、「臣又多病にして、近日劇^劇しきを加う。前に道州に在りしとき、毘勉すること六歳、実に政理無し。」と述べる。

(5) 詩話などで「客従」に言及するものは少ない。管見では宋・張戒（？〜一一五八）撰『歲寒堂詩話』卷上（歴代詩話

続編）がこの詩を取り上げている。

〔付記〕一々記さなかったが、本稿を草するに際しては以下の論文（順不同）からも裨益されることが多かった。

市川桃子「元結「春陵行」考―詩人の文学精神と政治理念との関わりを中心に―」（『東方学』六〇、東方学会、一九八〇）

好川聡「元結の叙景と抒情」（『中国文学報』六四、京都大学文学部中国語学中国文学研究室、二〇〇二）

封野「杜甫夔州詩疏論」（東南大学出版社、二〇〇七）、第四章「社会民生的關懷」第四節「関于征戍誅求問題」

加藤敏「元結の「春陵行」と「賊退示官吏」について」（『千葉大学教育学部研究紀要』四五―II、一九九七）

加藤敏「元結研究に向けて（二）」（『千葉大学教育学部研究紀要』五六―II、二〇〇八）

加藤敏「元結の新題楽府をめぐって―杜甫「同元使君春陵行」における元結―」（『中国文化』七四、中国文化学会、二〇一六）

（北海道教育大学名誉教授）